

霧島市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

霧島市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を次のように改正する。

令和2年2月14日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

霧島市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成17年霧島市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 4 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、第1項及び第2項の規定に関わらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が令和2年4月1日に施行されることに伴い、関係条例の所要の改正をしようとするものである。